

少額領収書等の写しの開示請求について

- この御案内は、政治資金規正法第 19 条の 16 第 1 項の規定により、京都府選挙管理委員会に提出された収支報告書のうち、国会議員関係政治団体についての少額領収書等の写しの開示を請求するためのものです。
- 収支報告書、政治資金監査報告書及び収支報告書の添付書類（領収書、振込明細書など）の写しについては、この方法では請求できません。収支報告書及び政治資金監査報告書については、収支報告書等の写しの交付請求により、添付書類については、京都府情報公開条例の請求書により、それぞれ請求してください。

1 開示請求書は、記入例を参考に御記入ください。

政治団体の名称がわからない場合は、府 HP、収支報告書等の閲覧（平日 8:30～17:15 / 京都府選挙管理委員会事務局内）又は収支報告書の要旨を公表した京都府公報により御確認ください。

電話番号は、申請書に不備がある場合等の問い合わせ時に必要ですので、御記入くださいますようお願いいたします。

2 開示を実施するに際して少額領収書等の写しの交付を希望される場合は、開示決定後に、手数料として所定の額を納付していただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

手数料 = 交付枚数 × 10円(1枚当たり10円)

※例えば、100 枚の交付を受けるときは、1,000 円分の納付が必要です。

なお、手数料の納付は、京都府庁福利厚生センター1階京都府庁生協、各広域振興局で行ってください。

※納付書による納付を希望される場合は、下記の事務局あてにご連絡ください。

3 写しの郵送を希望するときは。

写しの郵送を希望するときは、手数料以外に**送料分の切手が必要になりますので、開示決定後に必要な切手の送付をお願いします。**

送料は請求枚数や送付先によって金額が変わります（枚数の少ない場合は普通郵便で、多い場合はゆうパックで送付します。）ので、**開示決定時に送料をお知らせします。**（窓口に取りに来られる場合又はゆうパックでの着払いの場合は送料分の切手は不要です。）

4 請求先・問い合わせ先は。

以上の点をご確認いただいた上で、**必要事項を記載した開示請求書を次の宛先まで送付**してください。不備がある場合等を除き、請求書到着後 10 日以内に国会議員関係政治団体に対して提出命令を行います。

提出命令を受けた国会議員関係政治団体は、原則 20 日以内に少額領収書等の写しを提出することとなっています。また、京都府選挙管理委員会は提出を受けてから、原則 30 日以内に開示決定を行います。

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府選挙管理委員会事務局（京都府庁 1 号館 2 階 自治振興課内）
電話 075-414-4450 ファクシミリ 075-451-5452